

リチウムイオン蓄電池の電解液の危険物 としての取扱い

リチウムイオン蓄電池の電解液含浸部のカウントの見解統一及び自治体への周知

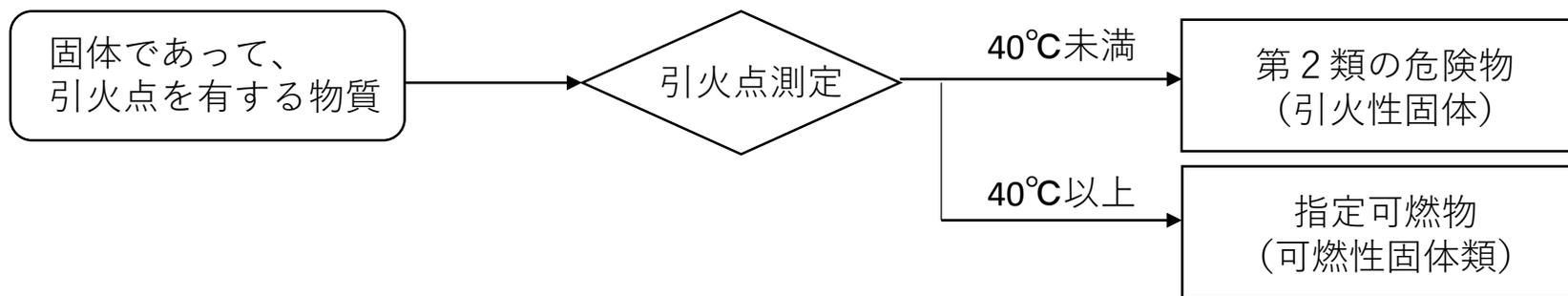
⇒ リチウムイオン蓄電池の電解液については、それ自体は引火性液体（第4類の危険物）に該当するものの、電極材やセパレーターに含浸（染みこむこと）され、固体状となっているものがある。



リチウムイオン蓄電池の電解液が含浸している状態のイメージ

2 検討の方向性

電解液を含浸した電極材等については、以下のフローチャートのとおり分類される。



引火点を有する固体の消防法上の分類に関するフローチャート



第4類の危険物を含浸して
引火性固体と分類されるものの例



第4類の危険物を含浸して
可燃性固体類と分類されるものの例

対応：電解液を含浸した電極材等については、引火点を有する固体として取り扱い、上記フローチャートのとおり分類すべきことについて、通知で示す。